

富士

July
2023

[第627号]

7

Contents

2 一般広域道路富士富士宮道路建設促進期成同盟会

Regular contents

- 5 各種お知らせ
- 10 活動レポート
- 11 かんたん解説! 水崎先生の知財講座
- 12 新入会員紹介
- 14 商店街情報



経営に役立つオトク情報をメールでお届け!
支援施策・セミナーなど最新情報を毎週木曜日に配信しています。
QRコードからご登録ください。

表紙写真/第18回富士山百景写真コンテスト 入選作品
タイトル: 向日葵畑の夕景
エリア: かりがね堤
撮影者: 塩川 里美さん

道が変われば、富士のまち、 産業、暮らしが変わります

「富士富士宮道路建設促進期成同盟会」の輪に当所が加わりました

5月23日(火)、富士宮市のフォレストヒルズで、富士市と富士宮市を結ぶ「一般広域道路富士富士宮道路建設促進期成同盟会」(会長・須藤秀忠富士宮市長、副会長・小長井義正富士市長)の令和5年度通常総会が開催されました。

本年度は当所浅見祐司会頭をはじめ、新たな役員が加わり、道路の早期実現に向け、国や県に対し、引き続き強力な要望活動を推進してゆくことが承認されました。



富士富士宮道路ネットワーク概念図

① 富士富士宮道路について

富士市の道路交通は、東西方向に東名高速道路、新東名高速道路、国道1号、国道469号が形成されています。南北方向には国道139号などが形成されていますが、東西方向と比較すると相対的に能力が不足しており、平成31年2月に策定された富士市の交通計画においても、「南北交通軸の強化」が課題のひとつとされています。

この富士富士宮道路は岳南都市圏の一体化を図るとともに、国道139号の渋滞解消、物流や観光などの経済波及による地域活性化や災害時の緊急輸送路の確保など多くのメリットが期待され、令和3年には国の「中部ブロック新広域道路交通ビジョン・新広域



道路交通計画」において、地域連携を強化する広域道路ネットワーク路線に位置づけられています。

富士富士宮道路ネットワーク概念図の中では、路線は田子の浦港地先から国道139号北山インターチェンジ地先までが示されており、おおよそ国道139号や西富士道路の上に「重ね書き」するようなルートが考えられています。将来、中部横断道が通る山梨県南部町を結ぶ構想

家族っていいね!
車と家族と ずう〜とずっとお付き合い

マキヤグループ
High Quality Low Price エススポット
CSPOT
プロの品質とプロの価格 業務スーパー
FOOD MARKET POTATO
OFF HOUSE HARD-OFF
〒417-0801 富士市大淵2373番地
TEL 0545-36-1000 FAX 0545-36-1500
URL <https://www.makiya-group.co.jp>

路線「富士宮富沢連絡道路」が実現すれば、それとの接続により、山梨県を視野に入れた、さらなる広域的交通ネットワークが期待されます。

2 期成同盟会について

「一般広域道路富士富士宮道路建設促進期成同盟会」は令和4年1月に発足し、正副会長は両市市長、さらに両市の副市長、市議会議員長、担当部長、建設・産業の委員長のほか、地元選出の国会議員が役員を務めています。

通常総会冒頭の挨拶では須藤会長から「数十年におよぶ長い時間を要する事業だが、一刻も早く実現させ、未来の発展につなげたい。脱炭素、渋滞解消、防災の観点から両市をつなぐ広域道路網の整備は長期的な課題。岳南都市圏が一体的に発展するため、両市のさらなる連携・協力が必要」と挨拶がありました。

昨年度の活動は令和4年9月、斉藤鉄夫国土交通大臣、石井浩郎国土交通副大臣に面会した須藤会長、小長井副会長、顧問の国会議員5人が富士富士宮道路の必要性を訴え、その建設を推進するために、早急な調査を実施するよう要望を行いました。

3 当所が期成同盟会に加入

期成同盟会では、「行政と経済界が一体となって活動することが不可欠」「地元や経済界からの声を直接国に届けることが効果的」の考えに基づき、本年度から、産業界から広く意見を集約すると共に組

織力の強化を図ります。新たな理事として富士商工会議所浅見会頭をはじめ、富士商工会議所河原崎会頭、両市商工会の会長、静岡県トラック協会富士支部長の就任が承認されました。

就任にあたり浅見会頭から「今後、管内事業者の声をまとめながら、行政と一体となって要望活動を進めたい」と旨、抱負が述べられました。

また、両市選出の県議会議員6人が顧問として新たに指名され、就任が承認されています。

新年度事業では、道路建設促進のための運動や国・県への要望、広報、PR活動を実施していくことが承認されました。

4 富士商工会議所の取組み

富士商工会議所では、令和5年度から、富士地域の広域道路整備促進事業について、新規重要事業として持続可能な道路ネットワークの構築に向け、地域経済界の意見を集約し、積極的な提言・要望活動を展開しています。

富士富士宮道路の関連では、建設に向けた調査が推進されるよう、富士市と連名で国に要望を行うほか、西富士道路に新たなインターチェンジの設置や、永年の懸案である国道1号富士立体の早期全面着手など、富士市と連携しながら国・県に要望活動を行います。

当所が事業推進を働きかけている富士地域の広域道路整備促進事業です

	一般広域道路／富士富士宮道路		国道1号 富士由比バイパス ～富士立体の早期全面着手～
	具体化に向けた調査推進	西富士道路 新ICの設置	
概要	富士市と富士宮市を連絡する広域道路であり、令和3年3月に国が策定した「中部ブロック新広域道路交通ビジョン／新広域道路交通計画」に位置づけられた。 →おおよそ国道139号や西富士道路の上に「重ね書き」するような位置になる。	富士富士宮道路の中心となる西富士道路の交通課題解消と地域経済の活性化に大きく寄与する戦略的な事業であり産業界の期待が大きい。 →「富士山の眺望を楽しめる新たなまちの玄関口」として、物販施設の併設も要望。	富士市（今井）から静岡市（興津東町）に至る約21.4kmのバイパスであり、「交通渋滞の緩和」、「交通安全の確保」を目的に計画された道路である。 →「富士立体」は、富士市内の平野区間（3.9km）を立体化（高架化）する事業になる。
区間（延長）	田子の浦港周辺～富士南麓地域（延長：未定）	新東名高速道路と交差する付近／鷹岡地区周辺	旭化成北側付近～新富士川橋（約3.9km）
役割・効果	◎広域交通軸の形成 ◎高速道路ICと田子の浦港を連結 経済波及効果（物流等） 産業・観光拠点との連携強化	◎自動車交通の分散 ◎新たな土地利用の促進 ◎経済活動の活性化	◎東西交通軸の強化 ◎高速道路ICと田子の浦港を連結 経済波及効果（物流等） 産業・観光拠点との連携強化
要望	○令和5年度から 期成同盟会に参画・富士市と国への要望活動を実施する。	○富士市と早期実現に向けた要望活動を令和4年度から開始した。（要望先：国・県）	○富士市と平成4年度当時から継続してその整備促進を国に要望している。

このほか、国道139号の富士改良の整備促進について、富士市と要望を続けています。また、県と市が共同で整備している都市計画道路／本市場大淵線の早期全線開通について、市から県へ要望されています。

色八屋の看板は？

窓、壁にも貼れるABC
カッティング！

社長のハトリです
大型看板も大得意！

アピール抜群のA型看板！
テンション上がる横断幕！

目を引くキャッチコピー
デザインで！

自立式看板も
お好みのデザインで！

看板が気になってきた・・・？
ご相談ください！

0545-61-8593

株式会社 色八屋
〒416-0947 静岡県富士市宮下159-15
TEL.0545-61-8593 FAX.0545-64-7187

福田特許事務所

特許、実用新案、意匠（デザイン）、商品の出願
特許調査、訴訟、異議申立 など

毎週水曜日は、会議所にて
無料相談を実施しています。

要予約

〒105-0003 東京都港区西新橋1-6-13 柏屋ビル2階
TEL 03-3501-8751 FAX 03-3501-3786

【環境に企業に優しいカーボンニュートラル】

CO₂チェックシートで

自社のエネルギー使用量やCO₂排出量を簡単に見える化

＼CO₂チェックシートはこんな方にオススメ／

省エネは何から
始めたらいい？

エネルギー価格高騰で、
どれだけ電気料金は
上がっている？

省エネ設備導入に
メリットはある？



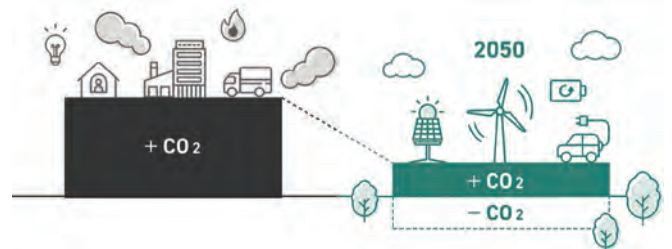
CO₂チェックシート ポイント5選

- 自社のエネルギー使用量やCO₂排出量を簡単に見える化できる無料ツール
- 環境省の「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度」における排出係数を利用してCO₂排出量を算出
- 電力・灯油等、毎月の使用料・料金をExcel入力するだけで、CO₂排出量が自動計算される
- 計測する開始月は自社の決算月に合わせるなど自由に設定が可能
- 電力は、電力会社別、電気を多く使う時間帯など、利用形態に応じて細かく設定が可能

|そもそもカーボンニュートラルとは？

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。



|中小企業がカーボンニュートラル(脱炭素経営)に取り組むことで…



SDGsの達成



地球環境に貢献
(CSR活動)



取引先からの
信頼性向上



資金調達方法の
拡大

詳細は右記のQRコードからご確認ください。

問合せ／富士商工会議所 振興課
TEL. 0545-52-0995



第20期「富士ブランド認定品」募集



富士市のイイモノ、そろえました。

FUJI BRAND

2022-2023

FUJI
SELECT
ITEM

使い方は、ご自由に。

お中元、お歳暮、母の日、父の日、

大切な方への贈り物・お土産に。

そして、時には自分へのご褒美にも。



【募集期間】令和5年6月16日(金)～7月20日(木)

POINT



認定品登録を契機として、優れた地域産品であることを展示会やイベントでアピールすることで、売上アップを目指します。

【認定対象】

- ①富士地域の素材、名勝、歴史を活かした「産品」「製品」「サービス」
- ②一般消費者が店舗等で購入できる「産品」等であること。
- ③各社「自慢の逸品」を登録すること。【原則、第1期より通算して1社1品】

【認定基準】

- ①富士地域で生産され、富士地域の素材、名勝、歴史が活かされていること
- ②富士地域を全国にアピールすることができること
- ③独自性・独創性があり、事業の広がりや新たな需要を喚起できるもの
- ④生産者・製造者のこだわりがあり、品質が確かであること
- ⑤知的財産権等を所有していること、またはこれらに抵触していないこと
- ⑥その他(販売実績があり、今後も常に販売できる状況にあること等)

【事業目的】 富士地域の特産品を掘り起こし、磨き上げ、情報発信することで、富士地域発の産品・製品・サービスのブランド力を高め、活力ある地域づくりを図ることを目的とする。

【認定方法】 8月上旬開催の審査会及び推進会議で認定基準に基づく評価を行い、認定品を決定します。(審査会では申請品に関するプレゼンテーションを行って頂きます)

【認定費用】 申請費用はありませんが、認定された場合、1品目5千円(年)の登録料が必要です。



《《 認定品申請をご検討の方は、事前にご相談ください 》》

問合せ／富士商工会議所 富士ブランド事務局 TEL. 0545-52-0995



小規模事業者持続化補助金（一般型）13回目公募受付中

国では、小規模事業者が事業計画に基づいて行う地道な販路開拓や、その取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組に必要な経費の一部を補助します。

【補助対象者】〈常時使用する従業員の数が次のとおりである小規模事業者〉

- 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外） 5人以下
- サービス業のうち宿泊業・娯楽業 20人以下
- 製造業その他 20人以下

【補助額・補助率】

通常枠、特別枠のいずれか1つの枠のみ申請可能です。

類型	通常枠	賃金 引上げ枠	卒業枠	後継者 支援枠	創業枠
補助率	2/3	2/3(※)	2/3		
補助 上限	50万円	200万円			

※赤字事業者は賃金引上げ枠の補助率が3/4となります。

※インボイス特例の要件を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せします。

※ウェブサイト関連費は、補助金交付申請額の1/4を上限とします。
また、ウェブサイト関連費のみによる申請はできません。

【対象となる取組例】

- 新商品を陳列するための棚の購入
- 新たな販促用チラシの作成、送付
- 店舗改装（小売店の陳列レイアウト改良など）

【対象とならない経費の例】

- 通常の事業活動のための費用
- 単なる取替え更新で販路開拓につながらないもの
- 汎用性が高く目的外使用になりえるもの（パソコン等）

【申請期限】 令和5年9月7日（木）（当日消印有効）

【申請方法】 郵送または補助金申請システム（Jグランツ）による電子申請

※郵送申請は減点調整されます。

※電子申請にはGビズIDプライムアカウントが必要です。
取得には数週間程度かかります。お早めにご登録ください。

問合せ／富士商工会議所 経営相談課 TEL. 0545-52-0995

※商工会エリア[鷹岡・久沢・厚原・天間等]の事業所は窓口が異なります。
詳細は富士市商工会（TEL. 0545-71-2358）にお問い合わせください。

〈申請から事業実施までの流れ〉

①事業計画書の作成

書類作成には数週間程度かかります
商工会議所の職員が作成のアドバイスをします

②事業支援計画書の交付依頼

商工会議所へ「事業支援計画書（様式4）」の
交付を依頼

③事務局へ申請

令和5年9月7日（木）まで

④採択交付決定

受付締切から3カ月程度で採択・不採択が決定

⑤事業の実施

④の交付決定日から令和6年7月31日（水）
までに実施

※この期間に発注・契約・購入、支払い等を行う
経費が対象

⑥事業終了後、実績報告書の提出・請求を行う ことで補助金が入金されます

採択されるためには入念な事前準備が必要となりますので、お早めに商工会議所へご相談ください。

●補助金活用事例は
こちらから

●事業計画書の記載例・
手引きはこちらから



〈みらサポplus〉



〈持続化補助金ウェブサイト〉



株式会社 東亜ビルサービス / 有限会社 東亜美装

本社 〒419-0201

静岡県富士市厚原131番地の1

TEL. (0545) 72-3211

TEL. (0545) 72-3300

URL. <http://www.toa-bs.co.jp>

東京支店 〒104-0041

東京都中央区新富1丁目

7-14三和ビル4階

TEL. (03) 6280-3606

E-mail. info@toa-bs.co.jp

NTK株式会社

本社 〒103-0026

東京都中央区日本橋兜町16-9

第二松木ビル3階

TEL. (03) 5614-0720

URL. <https://www.ntkkk.co.jp>

- ◇清掃・設備保守 ◇飲料水貯水槽清掃 ◇施設・交通誘導警備 ◇衛生害虫防除
- ◇空気環境測定 ◇マンション管理 ◇一般・産業廃棄物収集運搬処理 ◇清掃資器材販売

- ◇不動産賃貸・売買 ◇ビル修繕工事一式
- ◇ビル管理・経営代行 ◇設備・保守・メンテナンス

専門家窓口相談

専門家が経営の悩みや課題をサポート！ 相談は無料です

中小企業診断士、税理士、弁護士など各部門のエキスパートが経営の悩みや課題をサポートします。

随時開催のテーマはご都合に合わせて日程調整いたします。

テーマ	開催日	相談内容
税務	随時	決算・申告・消費税・インボイス対応等
労務		労働力確保・定着のための職場環境改善、就業規則・給与規定の作成、社会保険等
法律		商取引に関わるトラブルの対処等
デジタル		電子決済・会計ソフト・オンライン販路開拓・ソフトウェアによる業務効率化等
創業		事業創業計画の作成・創業資金の調達等
事業継続		BCP(事業継続計画)の作成支援等
金融	国民生活事業相談 毎月第2木曜日	(株)日本政策金融公庫による運転資金、設備資金の金融相談・教育ローン等 《事前予約制》
特許	毎月第1～第4水曜日 11:00～16:00	特許・実務新案の申請手続き等 《事前予約制》
事業承継	毎月第2月曜日 9:00～16:00	承継する際の注意点・事業譲渡等 《事前予約制》

問合せ／富士商工会議所 経営相談課
TEL. 0545-52-0995

小規模事業者経営改善資金制度 マル経融資

無担保・無保証人・低金利

マル経融資は、小規模事業者の皆様の経営改善に必要な事業資金を、富士商工会議所の推薦により、有利な条件で(株)日本政策金融公庫から借りられる国の制度です。

【貸付限度額】2,000万円

【年金利】1.09%(令和5年6月1日時点)

※今なら富士市の利子補給制度を受けられます。
(貸付利率の0.5%分を最初の2年間現金補給)

【返済期間】運転資金 7年以内／設備資金 10年以内

【利用範囲】運転資金 材料・商品等仕入資金、買掛金決済、人件費・外注費等の諸経費支払等
設備資金 工場・店舗等改装資金、事業用車両・機械設備の購入等

《ご利用いただける方》

- 従業員数 商業・サービス業…5人以下の個人・法人
製造業・サービス業…20人以下の個人・法人
- 6ヶ月以上富士商工会議所の経営指導を受けている事業所
- 最近1年以上富士市内で同一事業を継続して行っていること
- (株)日本政策金融公庫(旧:国民生活金融公庫)が融資の対象としている業種
- 所得税、法人税、住民税、事業税を完納していること

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方であって、次の1または2のいずれかに該当する方は、下記条件で借り入れできます。

1. 最近1カ月間の売上高または過去6カ月(最近1カ月を含みます。)の平均売上高が前5年のいずれかの年と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方
2. 債務負担が重くなっている方

【融資限度額】別枠1,000万円

【利率】〈当初3年間〉0.19%(令和5年6月1日時点)
〈4年目以降〉通常のマル経融資利率と同様

【返済期間】運転資金 20年以内／設備資金 20年以内

問合せ／富士商工会議所 経営相談課
TEL. 0545-52-0995

日常に潜む「もしも」に備えた充実のラインナップ

団体契約により低廉な保険料でご加入いただける、会員のための商工会議所保険制度



ビジネス総合保険制度



業務災害補償プラン



休業補償プラン

〈引受損害保険会社〉

あいおいニッセイ同和損害保険(株)	⁽⁰⁵⁰⁾ ☎3461-0058
損害保険ジャパン(株)	☎52-9630
東京海上日動火災保険(株)	⁽⁰⁵⁵⁾ ☎953-9130
三井住友海上火災保険(株)	⁽⁰⁵⁵⁾ ☎916-2986

詳しくは引受損害保険会社パンフレットをご参照下さい。
富士商工会議所 振興課 ☎52-0995